

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 宮城県北部保健福祉事務所長

審査請求人[]が平成22年[]月[]日付けで提起した保護開始決定処分と保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分のうち、宮城県北部保健福祉事務所長が平成22年4月7日付けで審査請求人に対してした保護開始決定処分を取り消し、当該取消部分を除く部分に請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

宮城県北部保健福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人[]（以下「請求人」という。）に対してした次の処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

- (1) 処分庁が平成[]年[]月[]日付けで請求人に対してした保護開始決定処分（以下「本件開始処分」という。）
- (2) 処分庁が平成22年4月21日付けで請求人に対してした保護変更決定処分（以下「本件変更処分」という。）

2 審査請求の理由

- (1) []は贅沢品なので、これらの購入費用は家具什器費として認められないとされたが、処分庁のこの取扱い是不当である。
- (2) 処分庁から家具什器費の一時扶助費の支給を受けて家具什器を購入したが、その際に購入を予定していた[]は必要がないため、独断で[]を購入せず、代わりに[]を購入したところ、処分庁から[]の購入費用は家具什器費として認めてもらえず、[]が平成[]年[]月分の生活扶助費[]から差し引かれた取扱い是不当である。
- (3) 請求人自身が居住している3級地2の最低生活費は[]だと聞いているが、平成[]年[]月分の生活扶助費が[]なので、処分庁が決定した扶助費が適正な金額なのかどうか審査を願いたい。

第2 認定事実及び判断

請求人から提出された審査請求書、審査請求書補正書及び添付資料並びに処分庁から提出された弁明書及び本件処分に関する資料によれば、次の事実が認められる。

1 認定事実

- (1) 請求人は、平成[]年[]月[]日に、[]へ生活保護の申請を行い、当該申請書を処分庁は平成[]年[]月[]日に受理したこと。
- (2) 宮城県北部保健福祉事務所（以下「事務所」という。）の調査担当員（以下「調査担当員」という。）は、平成[]年[]月[]日に請求人に対して訪問調査を実施したこと。その際、[]
[] また、請求人は[]住宅への入居を希望していたが、すぐに入居できる[]住宅がないことから、やむなく民間の借家を検討することとなったことを確認したこと。
- (3) 平成[]年[]月[]日に、請求人から事務所に[]に借家を確保した旨の電話連絡があったこと。調査担当員は請求人に対して、入居に際して要する家具什器等の費用については、生活保護

法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づき給付対象になる場合がある旨を説明し、見積書等を事務所へ提出するよう指示したこと。

- (4) 請求人は、平成●年●月●日に、借家への入居に際して今後必要とする物品等について、●●●●●●●●●●の全品15点の合計●●●●●●●●●●の見積書を事務所に提出したこと。また、当該見積書に含まれる家具什器をみると、次のとおりであったこと。

●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●

宮城
 県
 庁
 印

処分庁は、上記の見積書に含まれる家具什器の●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●を家具什器費の予算額として、本件開始処分における一時扶助の金額●●●●●●●●●●の中に含めて支給を決定したこと。

- (5) 処分庁は、平成22年4月7日付け北保福第6338号で、請求人に対して本件開始処分を行ったこと。
- (6) 平成●年●月●日に、調査担当員は、●●●●●●●●●●にて、請求人に対して保護開始説明を行い、今回一時扶助として支給した家具什器費は提出された見積書により支給決定しているため、当該物品等を購入した際には、速やかに領収書を提出するよう指示したこと。また、見積額と支払い事実が相違している場合には、保護費の返還等の措置をすることがある旨を伝えたこと。
- (7) 平成●年●月●日に、請求人から処分庁に対して、家具什器等を購入した平成●年●月●日付けの領収書が提出されたこと。当該領収書によって確認された今回購入した家具什器の内容は、次のとおりであったこと。

●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●
 ●●●●●●●●●●

また、当該領収書によって、請求人は購入を予定していた●●●●●●●●●●を●●●●●●●●●●を購入せず、代わりに●●●●●●●●●●を購入したことが確認されたこと。

と。

- (8) 処分庁は、請求人に対して、平成22年4月21日付け北保第6407号で、支給した家具什器費から購入しなかった[]を減額し、過払い金[]を平成[]年[]月分の生活扶助費に充当することとした内容の本件変更処分を行ったこと。
- (9) 請求人は、本件処分を不服として、平成22年5月6日付けで本件処分に係る審査請求を行ったこと。

2 判断

- (1) 経常的最低生活費については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)」第7-1において、「要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること」とされている。

また、臨時的最低生活費(一時扶助費)については、次官通知第7-2において、「特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであることとされており、認定の対象となる特別の需要のある者に、「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別の需要のある者」が含まれている。

- (2) また、家具什器費の一時扶助については、「生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)」第7-2(6)において、「被保護者が保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがない場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、25,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差しつかえなく、なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、40,400円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、家具什器を支給して差しつかえないこと」とされ、「これらの場合においては、収入充当順位にかかわらず、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないと認められるときは、金銭給付の方法によっても差しつかえないこと」とされている。

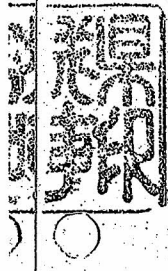
- (3) なお、「生活保護手帳別冊問答集2010(以下「問答集」という。)」問7-45によれば、保護開始時において冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認されている物品を保有していない被保護者に対して支給対象となる家具什器費の一時扶助の考え方について、「冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性および緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えなく、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でない」とされている。

- (4) 上記(1)から(3)までを踏まえ、本件審査請求を検討する。

まず、請求人が第1の2(1)のとおり主張している点について検討する。

家具什器費については、前述の次官通知第7及び局長通知第7-2(6)において、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、25,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、家具什器を支給して差し支えないとされており、なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、40,400円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないとされている。

そこで、[]について検討すると、[]は、健康で文化的な最低限度の生



活水準を維持するために必要な家具什器であり、[]は、日本国憲法で保障された個人のプライバシーを守るために必要な家具什器と認められ、これらは今日における一般的な社会生活を営む上で最も基礎的かつ日常的な家具什器というべきものと認められる。

したがって、保護の開始時に請求人が[]を所有していない状況は、保護の開始時に最低生活に必要不可欠な家具什器を欠いている状況であり、局長通知第7-2(6)に定める「真にやむを得ない事情により、40,400円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えない」場合に該当すると判断するに足りる十分な必要性と緊急性があったものと認められる。

この基準を適用すれば、[]の支給も可能であったことを考慮すれば、局長通知第7-2(6)により、真にやむを得ない事情により、25,200円の範囲内の額により難いと認め、40,400円の範囲内の特別基準の設定を行わず、これらを家具什器費の一時扶助の支給対象と認めなかった本件開始処分は不当なものであったと認められる。

- (5) 次に、請求人が第1の2(2)のとおり主張している点について検討する。

臨時的最低生活費（一時扶助費）は、前述の次官通知第7-2にあるとおり、「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別の需要のある者」について、「最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合」に臨時的に認定されるものであり、この場合に該当するか否かは処分庁の判断によるものであるので、事前に処分庁の了解を得べきところ、前記第2の1(7)にあるとおり、請求人の独自の判断により[]を購入せず、[]を購入したことは、一時扶助の性格上不適切なものであり、購入しなかった[]を減額した本件変更処分は、違法又は不当なものとは認められない。

- (6) 次に、請求人が第1の2(3)のとおり主張している点について検討する。

法第8条第1項によると、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定されており、同項の「厚生労働大臣の定める基準」は、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）」により定められている。

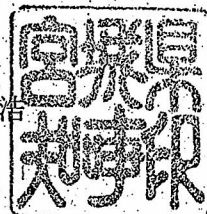
請求人の居住する宮城県[]は、保護の基準別表第9において定められた地域の級地区分は3級地-2となっており、保護の基準額を示した保護の基準別表第1に定められている3級地-2の基準額をみると、請求人の生活扶助費基準額は、第1類が27,980円、第2類が33,660円、合計61,640円となっている。

本件処分は、請求人の平成[]年[]月分の生活扶助費の支給額を[]とする内容のものであり、保護の基準に基づき算定された額に相違ないと認められることから、この点において、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件処分に係る請求人の主張のうち、前記第1の2(1)の主張には理由があり、前記第1の2(2)及び(3)の主張には理由がないものと認め、行政不服審査法（昭和33年法律第160号）第40条第3項及び第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成23年6月2日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



21
(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にこの裁決の前提となる本件処分をした仙台市を被告として仙台地方裁判所に本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

